

伊勢市建設工事等に係る設計違算に関する事務取扱要領

令和7年4月1日

(趣旨)

第1条 本市が発注する建設工事並びに測量、調査及び設計（以下「工事等」という。）の入札及び契約における設計違算が生じた場合の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において「設計違算」とは、積算条件と異なる単価及び歩掛等の適用により、単価及び金額が記載された設計書を確認しなければ判明しない設計金額の誤りをいい、積算数量等の不整合は含まないものとする。

2 この要領において「金額の誤りが軽微である場合」とは、当初の設計金額と設計違算を訂正し、積算した設計金額の差額が、当初設計金額の5%以内である場合をいう。

(開札前の対応)

第3条 市長は、入札の公告をした後、開札前に設計違算があることが判明した場合は、当該入札を中止する。なお、設計違算以外の誤りが判明した場合の対応は、伊勢市電子入札運用基準の規定によるものとする。

(落札決定前の対応)

第4条 市長は、開札から落札者を決定する前までの間に設計違算が判明した場合は、当該入札を無効とし、落札候補者を決定していたときは、これを取り消す。

2 前項の規定にかかわらず、当該入札に係る落札候補者に変更が生じず、金額の誤りが軽微である場合は、当該入札に係る手続を続行することができる。

3 第1項の規定にかかわらず、当該入札に係る予定価格が事後公表の場合であって、当該設計違算の訂正後の金額が明確であるときは、前項に該当する場合を除き、当該金額に基づく予定価格により、改めて開札を行うものとする。この場合において、当該入札に係る落札候補者に変更が生じるときは、改めて開札する前の落札候補者の決定を取り消す。

4 前3項の規定により、入札を無効とし、又は手続を続行する等の場合は、入札参加者に設計違算の内容を説明するとともに、入札情報サービスにより公表するものとする。

(契約締結前の対応)

第5条 市長は、落札者を決定してから当該契約を締結する前までの間に設計違算が判明した場合は、当該入札を無効とし、落札者の決定を取り消す。

2 前項の規定にかかわらず、当該入札に係る落札者に変更が生じず、金額の誤りが軽微である場合は、当該入札を有効とし、契約を締結することができる。

3 第1項の規定にかかわらず、当該入札に係る予定価格が事後公表の場合であって、当該設計違算の訂正後の金額が明確であるときは、前項に該当する場合を除き、当該金額に基づく予定価格により、改めて開札を行うものとする。この場合において、当該入札に係る落札者に変更が生じるときは、改めて開札する前の落札者の決定を取り消す。

4 前3項の規定により、入札を無効とし、又は有効として契約を締結する場合等は、入札参加者に設計違算の内容を説明するとともに、入札情報サービスにより公表するものとする。

(契約締結後の対応)

第6条 市長は、契約を締結した後に設計違算があったことが判明した場合は、契約の相手方と協議し、契約を解除するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合にあつては、契約を継続することができる。

(1) 当該契約の履行状況により、契約を解除し難い場合

(2) 契約の相手方に変更が生じず、金額の誤りが軽微である場合

3 前項の規定により契約を解除又は継続しようとする場合は、入札参加者に設計違算の内容を説明するとともに、入札情報サービスにより公表するものとする。

(設計違算が判明した場合の説明)

第7条 設計違算が判明した場合に係る入札参加者への説明及び対応は、当該入札に係る工事設計担当課及び契約課が行うものとする。

(中止等とした入札の再度入札の手続)

第8条 第3条から第6条までの規定により、中止、無効又は契約を解除した入札等について再度入札を執行する場合は、当該入札に係る設計内容を見直し、その一部を変更するものとする。

(その他)

第9条 市長は、この要領に定めがないもの等について、特に必要がある場合は、落札候補者等と協議して定める。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和7年4月1日から施行する。